

令和7年度熊本市国民健康保険デジタルデバイスを活用した生活習慣病重症化予防事業 業務委託契約候補者選定審査会審査基準

令和7年度熊本市国民健康保険デジタルデバイスを活用した生活習慣病重症化予防事業
業務委託契約候補者選定審査会審査基準に関し、以下のとおり定めるものとする。

1 審査方法

- (1) 「令和7年度熊本市国民健康保険デジタルデバイスを活用した生活習慣病重症化予防事業業務委託プロポーザル審査会設置要綱」に基づく、令和7年度熊本市国民健康保険デジタルデバイスを活用した生活習慣病重症化予防事業業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、審査を行う。
- (2) 審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計点数を競う「プロポーザル方式」により行う。

2 審査の手順

- (1) 提案書等受付時に健康福祉局健康福祉部国保年金課（以下「事務局」という。）にて提示金額が上限額以内であることを確認する。提示金額が上限額を超えている場合には、提案を無効として、その提案書は審査から除外する。
- (2) 審査会の委員（以下「委員」という。）及び事務局は提出書類の記載内容を確認する。
- (3) 審査会にて提案者からのヒアリングを実施する。
- (4) 委員は、「別表 評価項目」に示した項目ごとに評価する。
- (5) 事務局は、(4)において各委員が評価した点数を合計し、全委員の合計点数を提案者の得点とする。

3 受託候補者の選定

- (1) 審査の結果、得点が最も高い提案者を候補者として選定し、次点の者を契約次点候補者として決定する。
- (2) 得点が満点の6割（60点未満）に満たない提案者は、市が要求する水準に満たないものとして候補者の選定に至らないものとする。
- (3) 複数の提案者が同点の場合には、評価項目のうち「企画内容」の合計点数が高い提案者を上位とする。
「企画内容」の合計点数も同じ場合は、くじにて契約候補者を決定する。

別表 評価項目

審査項目	評価の視点		配点
1 実施方針	(1)	本業務の趣旨、目的を十分理解し、適切な提案となっているか。	10
2 企画内容	(2)	業務フローが明確に示されており、業務開始から終了までの支援の流れ・スケジュール等が適切なものとなっているか。	10
	(3)	参加者募集の方法等の情報がわかりやすく示されており、参加者の確保が見込めるような募集チラシの作成について提案がなされているか。	10
	(4)	参加者が途中で離脱しないための効果的な工夫がなされているか。（インセンティブの付与やゲーム要素の導入、フォロー体制等）	10
	(5)	参加者の体重・血糖値・歩行（運動量）・食事内容といった情報を継続的に収集できる仕組みと、参加者が情報を可視化できるようになっているか。	10
	(6)	アプリケーションについて、委託者がアプリケーション内で利用者とやりとりできる設計となっているか。	5
	(7)	主治医や医師会等の関係機関との連携の重要性を理解した提案となっているか。	5
	(8)	対象者の検査値の改善や行動変容につながるような工夫について提案（保健指導の工夫や情報発信内容等）がなされているか。	10
3 実施体制	(9)	業務を進行できる体制（サービス利用開始時の説明等のサポートやトラブル時の対応等）があるか。	5
	(10)	契約や報告等の事務が正確に実施でき、委託者との連絡調整等を速やかにできる体制があるか。	5
	(11)	個人情報の管理について、適切な取り扱いとなっているか。	5
4 業務実績	(12)	本業務と同等、または同種・類似する業務実績がある場合、その実施内容、事業効果は十分なものであるか。	10
5 見積価格	(13)	提案内容と比較し妥当性があるか。業務内容に応じた的確な積算がなされているか。	5
合 計			100